

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、文部科学省及び厚生労働省から発出された事務連絡について周知するとともに、感染症対策の一層の徹底をお願いするものです。

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 2 6 日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

緊急事態宣言を踏まえた認定こども園の対応について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

このたび、内閣総理大臣より、東京都、大阪府、兵庫県、京都府の4府県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発令されました。

このことを受け、文部科学省より「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年4月23日事務連絡）（参考資料1）、厚生労働省より「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」（令和3年4月23日付け事務連絡）（参考資料2）が発出されましたのでお知らせします。

これらの事務連絡において、学校については、文部科学省は、学校設置者等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請すること、また、保育所等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたいこと等が示されております。

これらの事務連絡の内容をご確認いただくとともに、認定こども園において園児が感染した場合等における臨時休業に係る考え方等について整理した「認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和3年1月8日付け事務連絡）（参考資料3）等を踏まえ、地域の感染の状況に応じた感染症対策を一層徹底くださるようお願いいたします。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付

(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521